【平成23年度 障害者計画・第2期障害福祉計画 目標事業評価調書】

●障害者計画 P1~P17

●第2期障害者福祉計画 P18~P24

健康福祉部 社会福祉課

【評価区分について】

- ○達 成 目標(特に数値目標を設定した事業)に対して、施策・数値等が達成できたもの
- 〇充 実 具体的な数値目標を設定していない事業等で事業の充実を目標・方向性とした 場合に、それに対して充実ができたもの
- 〇継 続 今年度・次年度において引き続き事業を継続していく必要があるもの
- ○変 更 事業の内容や目標を変更(計画自体の変更も含む)したもの(見直しや廃止も含む)
- 〇未実施 掲げた目標・施策等に対して進んでいないもの

計画名	障害者計画
体等名	第2章 障害のある人がいきいき暮らせる まちづくり 第1節 子どもの療育・教育の支援体制の 整備 1. 障害の早期把握・療育システムの構築

		個別事業		
施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	達成度 平成23年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
療育システムの構築	清瀬市子どもの発達支援・交流センターが拠点となり、子どもや家族に必要な療育が受けられるよう総合的な地域療育システムを整備する。		平成24年度から5年間の指定管理を継続することとなったことで、今後の法改正等への対応を踏まえながら計画的な整備を行っていく。	充実
	健康センターでの乳幼児健診事業と清瀬市子 どもの発達支援・交流センターが連携して療 育を必要とする乳幼児への発達支援と家族へ の早期支援が実施できる体制を整備する。	発達支援・交流センターへ紹介するなど、乳	母子保健事業から療育が必要な乳幼児を清瀬市子どもの発達 支援・交流センターにつなぐ早期療育体制を継続する。 また、療育が必要となった乳幼児の家族へのサポート方法など についても、関係者連絡会等を通じて適切な連携を図る。	充実
健診後フォローと関係機関 連携の充実	早期発見機関としての「健康センター」、早期療育支援機関しての「清瀬市子どもの発達支援・交流センター」、子育て全般に係る相談等を担う「子ども家庭支援センター」の3センター体制を構築し、虐待予防を含めた総合的な福祉を推進する。	ついて随時関係機関と連携しながら支援方法	3つのセンター(健康センター、子ども家庭支援センター、清瀬市子どもの発達支援・交流センター)での会議開催には至ってないが、療育支援が必要なケースがある場合に連携を図っていく。	継続

施策全体又は基本目標からの実績評価

開設3年目を迎えた清瀬市子どもの発達支援・交流センターは、基本理念である「地域と連携・交流しながら地域に暮らす親子をささえる」の更なる実践を目指し、相談部門・発達支援部門・地域支援 部門の各事業の充実を図ったほか、虐待対応についても子ども家庭支援センターをはじめ関連機関と密接に連携するなど地域の実情に即した新たな役割にも積極的に対応した。 また障害の早期発見機関として、健康推進課の健診事業から速やかに療育につなげていくための機能的な連携が構築されている。

計画名	障害者計画			
佐	第2章 障害のある人がいきいき暮らせる まちづくり 第1節 子どもの療育・教育の支援体制の 整備	2. 障害児保育の充実		
			個別事業	
施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	達成度 平成23年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
THE DOUBLET STORY	子どもの多様性に応じて様々な受け入れ体制を充実していくとともに、清瀬市子どもの発達支援・交流センターで障害のある子どもの理解を深めるための研修・講座を実施して人材を育成するなど、障害児保育の充実を図る。	(伊奈周な対象レーも巡問和談比道)	引き続き巡回相談指導を実施することで、障害児保育に関 わる保育士等のスキルの向上と保育環境の整備に努めてい く。	充実

施策全体又は基本目標からの実績評価

清瀬市子どもの発達支援・交流センターの巡回相談指導の実施により、保育士など現場で子どもの指導に関わる職員のスキルの向上と連携の基盤が深まり、子どもに対する支援の厚 みが増した。

計 画 名	障害者計画			
施策名	第2章 障害のある人がいきいき暮らせる まちづくり 第1節 子どもの療育・教育の支援体制の 整備	3. 学校教育・学童保育の充実		
			個別事業	
施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	達成度 平成23年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
学びやすい教育環境の整 備	教育委員会や教育関係団体等と連携し、障害のある子どもたちが学びやすい環境の整備を推進する。	在籍校での取り出し授業等によって、障害 のある児童・生徒への支援を行っている。 また、清瀬特別支援学校と連携し巡回指導	指導の充実・環境整備を進めてきたが、指導の一層の充実 を図ることが求められていることから、平成24年度に清瀬 市特別支援教育推進計画検討委員会を設置し、平成25年度 からの3年間の行政計画を作成する。今後計画に従い、教育 委員会と市長部局が一体となって支援の充実を図ってい	継続
通級指導の実施	現在開設している清瀬第八小学校の通級指導学級においては引き続き個々のニーズに応じた教育機会を提供する。	回 回程度の通椒による指導を行い、ソー シャルスキルトレーニング等を通して、社	引き続き第八小学校において通級指導を実施する。東京都特別支援教育推進計画第3次計画の動向も踏まえ、平成24年度中に作成する清瀬市特別支援教育推進計画検討委員会の中で、今後の通級指導学級の在り方について検討する。	充実
教育部門・福祉部門・保 健部門の連携	や支援など、教育部門・福祉部門・保健部	教育・保健・福祉等の連携を図るなかで、 障害のある児童の適切かつ円滑な就学の推 3進のための方策の一つとして「就学支援 シート」の活用を図るとともに、早期発見 と支援をめざした就学時健康診断のあり方 の検討・検証を行った。	る	継続
学校における「総合的な 学習の時間」を活用した 福祉教育の実施	用し、児童・生徒が特別支援学校や障害者 施設、高齢者施設などを訪問するなどして	清瀬第三小学校における清瀬特別支援学級 さの交流及び共同学習や芝山小学校、清瀬 第八小学校等における高齢者施設との交流 を実施している。また各中学校における福 社施設への職場体験学習や吹奏楽部等によ る訪問演奏等を各校のカリキュラムに基づ ま実施している。	 今後も総合的な学習の時間をはじめとした教育活動におい て、特別支援学校との交流の推進ならびに障害者・高齢者 施設との交流等を積極的に推進していく。	継続

き実施している。

1555 17		個別事業		
施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	達成度 平成23年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
障害児放課後等育成事業 の実施	特別支援学校、特別支援学級に在籍する障害のある児童及び生徒を対象とした、障害児放課後等育成事業を今後も継続し、子どもの安全と自立、福祉の増進を図る。	・きよせわかば教室(地域デイグループ)②	児童福祉法に基づく「放課後等デイサービス」の施行により現行補助事業は平成24年度を持って廃止されることから、移行を前提とした準備を進めていく。	継続

- ・教育分野の様々な施策によって学校における子どもの学びやすい環境整備が図られてきている。これに清瀬市子どもの発達支援・交流センターとの連携が加わることで、児童や教 員に対する支援の厚みを増すことが期待される。 ・障害児放課後等育成事業については待機児童対策や新たに始まる「放課後等デイサービス」への移行課題など、地域自立支援協議会の中でも検討していく。

—————————————————————————————————————				
計画名	障害者計画			
施策名	第2章 障害のある人がいきいき暮らせる まちづくり 第2節 社会参加や就労の促進	1. 雇用・就労の促進		
			個別事業	
施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	達成度 平成23年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
清瀬市障害者就労支援センターワークル・きよせを中心とした就労支援体制の充実	ル・きよせ」とハローワーク、障害者職業	登録者は前年度から10名増加の128名と なったが、新規就職者の実績は平成22年度	ハローワークや市内関係施設・企業などによるネットワーク懇談会を適宜開催し、各機関との連携を図りながら就労支援や職場定着について利用者の状況に応じた支援を行っていくほか、不安や悩みの解消につなげるための相談を始めとする生活支援などの更なる充実に努めていく。	未実施
法定雇用率の維持・向上	市職員の障害者法定雇用率を現在の水準の 更なる向上に努める。	年度末の実雇用率は2.34%で法定雇用率の 2.1%を上回った。	これまでも職員採用において採用条件として障害の有無は 問うておらず、活字印刷文による出題に対応できるもので あれば受験可能としている。今後も障害の有無に関わらず 採用試験を実施していく。	達成
授産製品の販路拡大	授産施設や就労継続B型事業所の工賃向上のため、パン等の一部製品を市役所及びワークル・きよせ以外の公共施設等への販路確保や共同受注体制の整備などの支援を検討する。	ンター、児童センター、ワークル・きよせ	工賃向上で利用者の生活の安定が図られるよう、地域自立 支援協議会などでも協議して、引き続き販路拡大及び充実 に努めていく。	未実施
作業所の新体系への移行 の支援		市内の事業所をはじめ、清瀬市の援護を受けている利用者のいる旧体系施設はすべて 新体系に移行した。		達成

			個別事業	
施策の目標	取組み・方針	達成度	評価及び今後の	評価
個別事業名	(目標事業量)	平成23年度末時点	方策(改善策)等	区分

雇用状況が依然として厳しい中で、引き続きハローワーク等関係機関との連携に努めながら障害特性などにも配慮した就労相談や職場開拓、職場定着支援など行うほか、日常生活上 の相談にも応じていくことで利用者の就労と生活両面の支援を行っていくことが求められる。

=1

2 阵中老司玉

計画名	障害者計画			
施策名	第2章 障害のある人がいきいき暮らせる まちづくり 第2節 社会参加や就労の促進	2. 生涯学習の充実		
			個別事業	
施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	達成度 平成23年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
生涯学習の充実	清瀬市長期総合計画に基づき生涯学習の機 会と場の提供を図る。	生涯学習の一拠点である図書館では、利用 者の様々な読書欲求に応えるべく、資料を 収集・提供し、図書館音訳ボランティアと の協働により、障害者サービスの充実に努 めた。	図書館サービスのほか、新たな生涯学習・スポーツの拠点 としてコミュニティプラザひまわりを活用して、生涯学習	充実
ふれあい事業の充実	障害のある青少年を対象とした「青年学級」など、行事やグループ活動を通じた社会参加や相互理解を深め、地域でいきいきと過ごせるような場の提供とさらなる活動内容の充実を図る。	進事未」で月十十級の泊期にリンプでは	青年学級等への参加を通じて障害のある方がより良く生き	充実
図書館サービスの充実	現在図書館で実施している対面朗読サービスや音訳サービス、図書の宅配サービスなど障害の状況に配慮した各種サービスの更なる拡充に努める。	・対面切読サービス ・録音及び点字図書の貸出し	・元町こども図書館に設置する朗読録音室を拠点とした対面朗読の一層の充実を図る。 ・音訳講習会の開催、定例会、勉強会の実施により、図書館音訳ボランティアのスキルアップを図り、効率的運営を目指していく。	充実

施策全体又は基本目標からの実績評価

- ・生涯学習のニーズが多様化・高度化していく中で、障害のある人がその人らしく生きるための活動や機会の場としてコミュニティプラザひまわりの幅広い活用を図っていく。
- ・個別事業として掲げている「ふれあい事業の充実」は委託した社会福祉法人が青年学級として運営を行っているが、そこでは日常生活上の悩みを相談しあったり、外出や野外活動など様々なレクリエーションを通じて心身に障害のある青年の仲間づくりや社会参加の促進を図ることができた。

	有 潤巾保護	建福祉総合計画 日標事	耒評恤調 書	
計 画 名	障害者計画			
施策名	第2章 障害のある人がいきいき暮らせる まちづくり 第2節 社会参加や就労の促進	3. 社会参加活動の支援		
			個別事業	
施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	達成度 平成23年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
 障害者スポーツ、レクリ	年1回実施しているスポーツ交流会を更に 充実して地域交流の活性化を図るほか、国 や都が主催するスポーツ大会への参加の積 極的な支援、活動場所の確保などを関係機 関に働きかける。	市内の知的障害者通所施設4団体で毎年スポーツ交流会を実施。 ※平成23年度は11月にグラウンドゴルフを 実施	・障害のある方が交流会を通して、スポーツの楽しさを体験できるような交流会を継続していく。 ・障害者スポーツを広め、障害のある人に対するスポーツ活動へ参加を促進するために、地域でスポーツ活動ができる環境を整備していく必要がある。	充実
文化・芸術活動の充実	文化・芸術活動の場を充実するとともに、 一般の文化・芸術活動の場に障害のある市 民が参加しやすくなるよう環境の整備や必 要な支援を行う。		コミュニティプラザひまわり及び清瀬けやきホールは東京 都バリアフリー条例に基づく設備が整った施設として、福 祉、芸術及び文化活動で多くの市民の利用が可能となっ た。	充実

エーションの充実	や都が主催するスポーク人会への参加の積極的な支援、活動場所の確保などを関係機関に働きかける。	※平成23年度は11月にグラウンドゴルフを 実施	・障害者スポーツを仏め、障害のある人に対するスポーツ活動へ参加を促進するために、地域でスポーツ活動ができる環境を整備していく必要がある。	允美
文化・芸術活動の充実	文化・芸術活動の場を充実するとともに、 一般の文化・芸術活動の場に障害のある市 民が参加しやすくなるよう環境の整備や必 要な支援を行う。		コミュニティプラザひまわり及び清瀬けやきホールは東京 都バリアフリー条例に基づく設備が整った施設として、福 祉、芸術及び文化活動で多くの市民の利用が可能となっ た。	充実
市主催行事への参加促進	市が主催する各種行事に、障害のある人たちが積極的に参加し、ともに活動する機会が確保されるよう、障害のある方々の意見を十分に聞きながら、参加しやすい環境を整備する。	成人式や市主催の講演会などに手話通訳者	引き続き障害のある方々が参加しやすい環境整備を行って いく。	継続
自動車ガソリン費補助及 び福祉タクシー利用助成 事業の実施	経済的負担の軽減及び生活圏の拡大等のため、引き続き本事業を実施するとともに、 制度の周知を図る。	タクシー利用料助成については社会状況を 勘案し平成21年度に下記のとおり増額した。 ・半年分の助成上限額 18,000円→19,800円へ ・平成23年度受給者数 727名	今後も社会状況や利用者のニーズに応じた制度を運用していく。	充実

		個別事業		
施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	達成度 平成23年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
		施策全体又は基本目標からの実績評価	西	

様々な目的に応じた社会参加が可能となるよう、今後も各種事業の拡充を図っていくとともに、バリアフリーなどに配慮した参加しやすい環境整備を進めていく。

計 画 名	障害者計画			
	第3章 誰もが快適に暮らせるまちづくり 第1節 理解と交流の促進	1. 啓発・交流活動の推進		
			個別事業	
施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	達成度 平成23年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
ともに活動する機会の増 大	市民同士が地域で支えあいながら暮らしていくために、障害の有無にかかわらず、ともに活動する機会を増やしていくよう努める。	清瀬市社会福祉協議会で地域交流会を開催 し、地域住民同士のつながりをもつための きっかけづくりを行った。	今後も地域住民が参加して交流する機会を作っていく。	継続
啓発・広報活動の充実	ノーマライゼーションの理解と実践に向けた啓発・広報活動を継続的に実施していく。そのため市のホームページなどで障害者福祉に関する情報を発信していく。	ともに様式の統一化を図ったことで、音声	障害者福祉に関する様々な情報について多くの人に関心と 理解を深めていただけるよう、内容や発信方法に工夫をし ながら広報・啓発活動の充実に努めていく。	継続
地域と施設の交流促進	市内にある障害者施設の利用者と地域住民 の交流が活発になるよう、各種交流事業を 支援する。	第三・六・七小学校区で行っているコミュニティはぐくみ円卓会議に福祉施設の職員が参加して、地域との情報交換をするなかで交流促進を図った。	地域との交流が深まるよう、施設や地域の要望に応じて必	充実
「障害者週間」の普及・ 啓発活動の充実	「障害者週間」の趣旨の周知とともに、市 民の理解を深め、様々な分野の活動に積極 的に参加する意欲が高まるよう普及と啓発 を充実する。	「市報きよせ」に障害者週間の記事を掲載	市報以外の広報媒体を活用したPRや記念行事などを検討していく。	継続

施策の目標 個別事業名		個別事業			
	取組み・方針 (目標事業量)	達成度 平成23年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分	
	市民相互のふれあいと福祉への理解を深めるため、イベントやボランティア体験等、障害の有無に関わらずより多くの市民が参			継続	

障害者施設や団体が継続して行っているバザーや祭りなどによって市民同士の交流や理解は深まっているが、より多くの市民に対してノーマライゼーションの理解と実践を広げてい くために市報や市のホームページなどの広報媒体を十分に活用していく。

計 画 名	障害者計画	章害者計画		
施策名	第3章 誰もが快適に暮らせるまちづくり 第1節 理解と交流の促進	2. ボランティア活動の推進		
			個別事業	
施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	達成度 平成23年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
	ボランティアの自主性や自立性を尊重しながら、希望する市民がボランティア活動に 参加しやすい環境を整備する。	をつなげるための情報提供や相談に応じて	ボランティアセンターでは引き続き誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりに向けたボランティア相談支援を行っていく。また、子どもから高齢者まで幅広い年齢層に向けた各種講座などを提供していく。	継続

施策全体又は基本目標からの実績評価

きよせボランティアセンターと市民活動センターが協働して各種ボランティアに関する参加や活動の支援を行うことで、人材育成など地域福祉の推進が図られてきている。

計 画 名	障害者計画			
施策名	第3章 誰もが快適に暮らせるまちづくり 第2節 福祉のまちづくりの推進	1. 公共施設の整備改善		
			個別事業	
施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	達成度 平成23年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
公共施設等のバリアフ リー化・ユニバーサルデ ザイン化の推進	公共施設等の整備にあたっては、「東京都福祉のまちづくり条例」などに基づき引き続きバリアフリー化を推進するとともに新規施設については計画段階からのユニバーサルデザイン化を検討して、利用しやすい施設等の整備に努める。	・バリアフリー対応施設として、平成22年 7月にコミュニティプラザひまわり、12月 に清瀬けやきホールがオープンした。	市庁舎以外の休耐震基準で建設された公共施設の耐震診断を行い、順次耐震化の改修工事を行う際にバリアフリー 化・ユニバーサル化に取り組んでいく。	継続
歩行環境の整備	歩道の段差解消や歩車道の分離等を計画的 に進め、市民の理解と協力を得ながら安全 に通行できる歩行環境を整備する。	複数年度に渡り東京都の補助金を活用して市内の歩道段差改良工事を実施してきており、平成23年度はけやき通りの一部を実施した。	引き続き補助金等の活用により計画的に段差改良工事や安 全施設の改善を行っていく。	継続
公共交通機関事業者への 要望	鉄道事業者に対して、引き続き障害のある 市民等に配慮した駅舎への改築等について 要望を行うとともに、バス事業者にはノン ステップバスの導入や停留所の整備などに ついて要望を行う。	エレベーター、エスカレーターの設置については既に整備済み。	今後も必要に応じて要望を行っていく。	継続

施策全体又は基本目標からの実績評価

公共施設等の整備にあたっては「東京都福祉のまちづくり条例」に基づくバリアフリー化が進められてきている。また、今後市庁舎をはじめとした各公共施設の耐震化改修工事が生 じた際に、合わせてバリアフリー化も行っていく。

=↓

夕 陪宝老計画

計画名	障害者計画			
施策名	第3章 誰もが快適に暮らせるまちづくり 第2節 福祉のまちづくりの推進	2. 移動・移送サービスの充実		
			個別事業	
施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	達成度 平成23年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
コミュニティバスによる 利便性の向上	現在運行している「きよバス」の利用の促進に努め、市民の生活に必要なバス等の輸送の確保などについて検討する。	公共交通不便地域である野塩地区から市南部の医療施設等へのアクセスを確保することで外出機会の拡大と行動の円滑化を図っている。	引き続き利用の促進に努めていく。	充実
障害者専用駐車スペース の確保	公共施設以外にも多くの市民が利用する公 共的な建築物についても障害者専用または 優先スペースを確保するよう協力を求め る。	宋尔即恒性のよりフトッ末例の選可により	設置者に対しては引き続き東京都福祉のまちづくり条例の遵守と協力を依頼していく。	継続
福祉有償運送事業者への 支援	福祉有償運送サービスを実施している事業 者に対する支援を行うことで、市民の移動 の円滑化を図る。	市内の登録事業者に対して補助金を交付 し、運営の安定化に対する支援を行った。	補助金交付によって安定した運営が図られ、利用者に対するサービス向上に繋がるよう引き続き支援を行っていく。	充実

施策全体又は基本目標からの実績評価

市内の福祉有償運送サービス登録4団体に運営費補助を行うことで高齢者や身体障害者等の生活圏の拡大と社会福祉の増進につながっている。

計画名	章害者計画			
佐	Mr. 0.5c = 24.1 /2/4 Wr 15 > 1.1 7 - 1.4 - 2 / / /	3. 情報提供の充実		
			個別事業	
施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	達成度 平成23年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
行政情報の提供体制の充 実	等さまざまな方法を利用して必要な情報が	市報きよせなどの刊行物を音訳したものが ホームページ上でも聞けるよう、専用の ページを作成している。	文字情報だけでなく、音声情報についても積極的にホーム ページで公開していく。	継続
情報通信コミュニケー ション技術を利用した利 便性向上の検討		市のホームページ上にオンライン窓口を設置し、各種申込み手続きや申請書のダウンロードを可能としている。	利用者のニーズに基づく利便性の拡充に努めていく。	充実
市役所の窓口対応における配慮	市役所内の窓口に聴覚や視覚障害など障害 の状況に配慮した具体的な方策を検討す る。	平成19年度に市役所窓口6箇所に視覚障害 者活字読み上げ装置を設置。また22年度に 障害福祉課にローカウンターを導入。	引き続き改善していく。	継続
障害者相談員への情報提 供と相談活動の充実	身体障害者相談員・知的障害者相談員に対 して必要な情報提供等の支援を行い、相談 活動の充実を図る。		障害に関わる各種相談支援業務体制を整備していく中で、 相談員制度についても見直しを図っていく。	充実

施策の目標 個別事業名		個別事業			
	取組み・方針 (目標事業量)	達成度 平成23年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分	
民生委員・児童委員への 情報提供と相談活動の充 実	民生委員・児童委員に対して必要な情報提 供等の支援を行い、相談活動の充実を図 る。	地域の課題や支援を要する事例などについ て協力して対応している。	引き続き協力体制を維持していくとともに、制度やサービスに関する情報提供等積極的な支援を行っていく。	継続	

公共刊行物に関する関係者との意見交換や市ホームページの改訂などにより情報提供体制は整備されてきているが、今後は市民と関わることが多い団体や各種相談員等に対して積極 的に情報提供を行う機会と多角的な伝達方法についても更に検討していく。

施策名 第3章 誰もが快適に暮らせるまちづくり 第2節 福祉のまちづくりの推進 4. 防災・救護体制の充実	計	画	名	障害者計画	
		施策名		第3章 誰もが快適に暮らせるまちづくり 第2節 福祉のまちづくりの推進	4. 防災・救護体制の充実

			個別事業	
施策の目標 個別事業名	取組み・方針 (目標事業量)	達成度 平成23年度末時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
防災危機管理体制の確立	地域防災計画との連携を強化し、災害時要 援護者となりうる人たちの援護体制を整備 するとともに、防災関連組織との協力体制 を一層強化し、地域防災体制を整備する。	災害時要援護者に関する情報の集約と把握 のためにシステムを導入し、同時に要援護 者台帳登録制度開始した。	地域防災計画の見直しとともに災害時要援護者対策についても充実していく。	継続
緊急通報システム、福祉 電話	今後も制度の周知と普及の促進を図る。	・	利用者の状況や必要性を再検証しつつ、必要であれば見直 しを図るなどして現状に即した制度のもとで普及の促進を 図る。	充実
聴覚障害者用FAX通報シス テム	障害福祉課に設置している聴覚障害者用 FAXを活用し、迅速な情報提供を図る。	手話通訳者派遣依頼及び聴覚障害者との連 絡等に活用している。	引き続き活用を図っていく。	充実

施策全体又は基本目標からの実績評価

災害時要援護者対策について台帳登録システムを開始したことで、今後はデータの有効活用についてさらに検討を行っていく。

計 画 名	第2期障害福祉計画			
施策名	第4章 障害のある人の生活を支える まちづくり 第2節 障害福祉サービス等の充実	. 障害福祉サービスの必要量の見込み 1) 訪問系サービス		
			個別事業	
施策の目標 個別事業名	目標必要量・事業量	達成度 平成23年10月 時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
・居宅介護	平成21年度 83人分/7,580時間	119人/5,802.0時間 [各サービスごとの内訳]	平成22年度同月分の実績との比較では利用者が39人、時間で258.5時間の増加となった。 増加要因として当月からの新規サービスとして始まった	

(ホームヘルプサービス)

- 重度訪問介護
- 行動援護

• 重度障害者等包括支援

平成21年度 83人分/7,580時間

平成22年度 91人分/8.030時間

平成23年度 100人分/8,490時間

「各サービスごとの内訳〕 居宅介護 87人/1.132.5時間

- 重度訪問介護 15人/4 406 0時間
- 行動援護 2人/14.0時間
- 同行援護 15人/249.5時間 ※支給決定人数 141人/8 330 0時間

増加要因として当月からの新規サービスとして始まった 「同行援護」があげられるが、一方で居宅介護では一人あ たりの利用実績が平成22年度同月の平均が14.4時間だった のに対し平成23年度は13.4時間と1時間減少している。 ・重度障害者等包括支援 0人/0.0時間 支給決定に対する実績も利用者数で8割強、利用時間は7割 程度に止まっていることから、今後は支給決定の際の利用 意向についてもより詳細な把握に努める必要がある。

継続

施策全体又は基本目標からの実績評価

訪問系サービスはいずれの年度も目標必要量で掲げた時間数を下回る結果となった。今後は24年度から段階的に実施する「サービス等利用計画」により、支給量と実績について個々 のアセスメントを行うなかで、目標必要量を的確に見込んでいく必要がある。

計	· 画	名	第2期障害福祉計画	
	施策名		第4章 障害のある人の生活を支える まちづくり 第2節 障害福祉サービス等の充実	1. 障害福祉サービスの必要量の見込み (2) 日中活動系サービス

			個別事業	
施策の目標 個別事業名	目標必要量・事業量	達成度 平成23年10月 時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
生活介護	平成21年度 37人分 平成22年度 40人分 平成23年度 150人分	<u>135人</u> ※支給決定人数 140人	平成23年10月時点では目標必要量に達していないが、法改正による新体系への移行期間の最終年度となることから、平成24年4月には目標必要量を達成する見込み。	達成
療養介護	平成21年度 1人分 平成22年度 2人分 平成23年度 3人分	<u>0人</u> ※支給決定人数 0人	利用が生じた際に速やかな対応が図れるよう、実施機関の状況把握と連携に努める。	継続
児童デイサービス	平成21年度 10人分/120人日分 平成22年度 15人分/180人日分 平成23年度 25人分/300人日分	12人/100日分 ※支給決定人数 14人/217日分	清瀬市子どもの発達支援・交流センター以外の児童デイサービス利用者が増加しなかった。 同センターの事業は平成24年度から児童福祉法に基づく「児童発達支援」事業に移行する。	継続
短期入所	平成21年度 14人分/90人日分 平成22年度 18人分/95人日分 平成23年度 20人分/50人日分	11人分/58日分 ※支給決定人数 26人/203日分	実績人数は月ごとに変動があるが、潜在ニーズは多いため 利用希望者に対して随時施設情報を提供していくほか、利 用が生じた際に速やかな対応が図れるよう、実施機関の状 況把握と連携に努める。	継続
自立訓練 (機能訓練)	平成21年度 2人分 平成22年度 6人分 平成23年度 6人分	<u>7人</u> ※支給決定人数 7人	市内では清瀬市障害者福祉センターで実施しており、利用 が生じた際に速やかな対応が図れるよう、関係機関等から の情報収集及び連携に努める。	達成

			個別事業	
施策の目標 個別事業名	目標必要量・事業量	達成度 平成23年10月 時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
自立訓練(生活訓練)	平成21年度 4人分 平成22年度 10人分 平成23年度 14人分	<u>2人</u> ※支給決定人数 2人	市外事業所の移行による増加を見込んだ目標必要量を設定したが、事業所及び利用者とも増えなかった。	継続
就労移行支援	平成21年度 12人分 平成22年度 15人分 平成23年度 21人分	10名 ※支給決定人数 11人	平成22年度に比べ利用者は増加したものの、市内及び近隣でサービスを実施する事業所が少ないことから平成23年度の目標は達成しなかった。	継続
就労継続支援(A型)	平成21年度 1人分 平成22年度 2人分 平成23年度 3人分	<u>6名</u> ※支給決定人数 6人	市外事業所の移行により必要量を達成した。	達成
就労継続支援(B型)	平成21年度 72人分 平成22年度 112人分 平成23年度 136人分	138名 ※支給決定人数 158人	市内事業所の移行により目標事業量を達成した。	達成

経過措置期限である平成24年3月末に向けて移行状況がほぼ確定したところで、計画策定時に想定した状況と差異が大きな事業については次年度からの第3期計画においてより正確な 見込を立てていく必要がある。

計	画	名	第2期障害福祉計画		
	施策名		第4章 障害のある人の生活を支える まちづくり 第2節 障害福祉サービス等の充実1. 障害福祉サービスの必要量の見込み (3) 居住系サービス		

		個別事業		
施策の目標 個別事業名	目標必要量・事業量	達成度 平成23年10月 時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
共同生活介護 (ケアホーム) 共同生活援助 (グループホーム)	平成21年度 54人分 平成22年度 59人分 平成23年度 69人分	62人分 〔各サービスごとの内訳〕 ・共同生活介護 47人 ・共同生活援助 15人	平成22年度実績から7人増加したが、目標必要量は達成できなかった。地域移行の推進や安心した地域生活のため引き続きニーズの把握と設置に関する相談に努めていくことが必要。	継続
施設入所支援	平成21年度 10人分 平成22年度 10人分 平成23年度 83人分	66人分	旧法施設の移行状況がほぼ確定したが、今後も必要な方が 利用できるよう引き続き情報収集に努めるとともに、現利 用者が安定した生活が送れるよう、施設と連携していく。	継続

施策全体又は基本目標からの実績評価

地域で安定した生活を送るためのグループホーム・ケアホームの重要性を捉え、設備や運営面などを含めた包括的な支援体制についても事業者と適宜協議を行っていく。

名 第2期障害福祉計画			
第4章 障害のある人の生活を支える あまちづくり 第2節 障害福祉サービス等の充実 1. 障害福祉サービスの必要量の見込 (4) 指定相談支援		見込み	
	個別事業		
必要量及び取組み・方針	達成度 平成23年10月 時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
<u>平成21年度 5人分</u>		施設や病院からの地域移行等について、指定事業者の確保	
平成22年度 5人分	0人	とともに地域自立支援協議会を中核とした支援のネットワークの構築によって対象者の自立に向けた具体的な支援	継続
	第4章 障害のある人の生活を支える まちづくり 第2節 障害福祉サービス等の充実 必要量及び取組み・方針 平成21年度 5人分	第4章 障害のある人の生活を支える まちづくり 第2節 障害福祉サービス等の充実 1. 障害福祉サービスの必要量の (4) 指定相談支援 必要量及び取組み・方針 達成度 平成23年10月 時点	#4章 障害のある人の生活を支える まちづくり 第2節 障害福祉サービス等の充実 1. 障害福祉サービスの必要量の見込み (4) 指定相談支援 個別事業 必要量及び取組み・方針 達成度 平成23年10月 時点 平成21年度 5人分 本成22年度 5人分 正成22年度 5人分 正成22年度 5人分

施策全体又は基本目標からの実績評価

策などを検討していく。

地域移行の受け皿となる基盤の整備を進めていくほか、地域自立支援協議会の活用による一連の支援の継続性の提供と指定事業者の確保をしていく。

=1

2 体入地阵中与4.3

平成23年度 5人分

	計	画	名	第2期障害福祉計画			
Ī		施策名		第4章 障害のある人の生活を支える まちづくり 第2節 障害福祉サービス等の充実 2. 地域生活: (1)相談支援 (4)移動支援			

		個別事業		
施策の目標 個別事業名	必要量及び取組み・方針	達成度 平成23年10月 時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
相談支援事業	平成21年度2か所平成22年度2か所平成23年度2か所	2か所 〔相談支援実施状況〕 ・清瀬市社会福祉協議会 ・地域生活支援センターどんぐり	事業所については、清瀬市社会福祉協議会が主に身体・知 的障害者を対象、地域生活支援センターどんぐりは主に精 神障害者を対象としており、事業所数としては必要量を達 成している。	達成
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	平成21年度1か所平成22年度1か所平成23年度1か所	<u>0ヵ所</u>	相談支援事業者への委託を前提として、想定されるケース と必要な支援体制の検討を行う。	継続
成年後見制度利用支援 事業	平成21年度1か所平成22年度1か所平成23年度1か所	<u>1か所</u>	平成17年に開設したきよせ権利擁護センターと連携して成年後見制度の周知を図っていくとともに、利用が必要となった際に速やかに手続きが進むよう体制を確立しておく。また、親族後見人がいない場合などの市長申立てや申立てにかかる経費の助成について、所管の社会福祉課と日頃から情報交換をしておく。	達成
日常生活用具給付事業	平成21~23年度(各年) ・介護訓練支援用具 3件 ・自立生活支援用具 8件 ・在宅療養等支援用具 6件 ・情報・意思疎通支援用具 8件 ・排せつ管理支援用具 1,100件 ・住宅改修費 2件	平成23年度 6件 ・介護訓練支援用具 6件 ・自立生活支援用具 16件 ・在宅療養等支援用具 7件 ・情報・意思疎通支援用具 16件 ・排せつ管理支援用具 1,504件 ・住宅改修費 4件	必要量は概ね達成している。今後も必要性の高い用具については対象品目に取り入れられるよう随時検討する。	達成
移動支援事業	平成21年度 45人分/550時間 平成22年度 50人分/600時間 平成23年度 55人分/650時間	83人/1,054.5時間	平成23年度中に支給量の見直しを図ったことで利用者、利用実績時間ともに前年度の1.4倍増となった。今後も可能な範囲で利用者のニーズを反映していくよう努める。	達成

	必要量及び取組み・方針	個別事業		
施策の目標 個別事業名		達成度 平成23年10月 時点	評価及び今後の 方策(改善策)等	評価 区分
地域活動支援センター	平成21年度2か所平成22年度2か所平成23年度2か所		事業所については、清瀬市社会福祉協議会が主に身体・知 的障害者を対象、地域生活支援センターどんぐりは主に精 神障害者を対象としており、事業所数としては必要量を達 成している。	達成

地域生活支援事業に掲げる目標必要量はほぼ達成しているが、中でも移動支援事業については支給時間の上限や支援内容について改善を望む意見も多く寄せらたことから、現在月15 時間を上限としている支給量を見直すなど、より利用しやすい制度へ改正を行った結果、前年度から1.4倍の増加となった